令和3年9月30日

市立学校園所幼児児童生徒の保護者　様

川西市教育委員会

新型コロナウイルス感染症流行期における出席扱い並びに出席停止の取扱いの変更等について
（令和3年10月1日以降）

秋晴の候、保護者のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市教育保育の推進にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

兵庫県に適用されていた緊急事態宣言が、9月30日の期限をもって解除されることとなりました。これを受けて、本市においては、兵庫県並びに本市対策本部会議の対処方針に基づき、一部対策の見直しを進めているところです。

つきましては、新型コロナウイルス感染症流行期における出席扱い並びに出席停止の取扱いについて、下記の通り、一部変更します。下記を含め、右記（裏面）一覧表の内容を改めてご確認いただきますようお願いいたします。

記

（1）令和3年10月1日以降の変更点について（感染が心配で登校園所を見合わせる場合について）

令和3年9月30日までの2学期における緊急事態宣言下において、感染が心配で登校園所を見合わせる等の幼児児童生徒については「出席停止」とし、オンライン等の学習支援を受けた児童生徒については「出席扱い」としてきました。

令和3年10月1日以降については、緊急事態宣言が解除されることに伴い、教育保育の基本であり基礎である対面による授業・保育を安心して進められる体制にしていくことが最も重要なことと考え、感染が心配で登校園所（留守家庭児童育成クラブを含む）を見合わせる場合、学習支援の有無に関わらず、以下のア）、イ）については、「出席停止」とし、それ以外については、「欠席扱い」とします。

ア）同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校園所長が判断する場合

イ）幼児児童生徒が通っている文化・スポーツ教室や地域活動等で新型コロナウイルス感染者が確認され，感染が心配で登校園所を見合わせる場合

なお、出席停止等の期間中における学習支援については、各学校が当該児童生徒や家庭の状況を踏まえ、タブレット端末やプリント等を活用する等検討しますので、お子さまの在籍校とご相談いただきますようよろしくお願いいたします。

（2）保護者の皆様へのお願い

現在、市内での感染状況は改善傾向にあるものの、夏以降、若年層を中心に急激な感染増加が見られ、子どもたちにも感染が拡大しました。感染ルートは家庭内が最多となっておりますが、習い事や学校園所外での遊びを通しての感染も確認されています。

学校園所においては引き続き、感染防止対策に取り組み、子どもの健康に留意しつつ円滑な学校園所運営を推進いたします。各ご家庭におかれましては、毎日の登校園所前の健康観察をはじめ、通っている文化・スポーツ教室や地域活動等においても、黙食やマスクの着用、手洗い等の感染対策を実施願います。また、同居するご家族に発熱等感染が疑われる場合やPCR検査を受ける場合などについては、早めにお子様の登校園所を控えていただくなど、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。